

## 社会主義社会における私生子法の二三の問題

中川, 高男

<https://doi.org/10.15017/1294>

---

出版情報 : 法政研究. 21 (3/4), pp.59-72, 1954-03-20. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :

## 社会主義社会における私生子法の二三の問題

中 川 高 男

婚姻尊重と私生子保護とは、一般には立法上の永久のデイレンマである、<sup>(一)</sup>といわれている。私生子（今日の民法上の用語では嫡出でない子）はいうまでもなく婚姻外の子である。われわれは一夫一婦制婚姻が人間の達することのできた性的結合の最高の形態であり、社会的制度としての婚姻がかかる一夫一婦制婚姻を基礎として維持されなければならぬ、ことは疑わぬ。しかし性的結合にいかにか非難されるものがあつても、生れ出た子すなわち婚姻外の子を非難すべき理由は毫もないし、またヒューマニズムの立場からも到底許されない。いわゆる「罪ある結合の罪なき果実」といわれるのはまさにこのことであり、<sup>(二)</sup>そして「この罪なき果実」は人類の婚姻制度とともに続くのではなからうか。そこでかかる子の保護こそ近代私生子立法の目的であり、かかる矛盾の解決こそわれわれに与えられた課題にほかならないのである。

イギリス初期のコンモン・ロー（common law）では、私生子は *filius nullius* (*nobody's child*) であり、その父にも母にも、兄弟姉妹その他の何人に対しても法律関係を認められなかつた。このことは又コンモン・ローを継受したアメリカ法においても事情は同じであつたし、これに対比される大陸法、たとえばフランス民法（一八〇四年）は明文を以て、私生子の父に対する搜索を禁止した “*La recherche de la paternite est interdite*”。<sup>(三)</sup>このように私生子がとくにヨーロッパにおいて虐待されたのは、一夫一婦制婚姻を神聖視したキリスト教的倫理観ないし、<sup>(四)</sup>かかる宗教的・

論 説

倫理的性道徳もしくは婚姻道徳がその基礎をなしている、と一般にいわれている。このことの明白な表現は、たとえばマリノフスキーの次の言葉の中に集中的に見出される。すなわち「われわれにとつて私生子を軽蔑することは不貞を非難する強い道徳的觀念と結合している。少くとも理論に於ては、われわれは性的不道徳の果実を其の結果の故でなく、その原因の故に、非難するのである。即ち、三段論法で説明するならば『總ての婚姻外の性交は罪惡だ。妊娠は性交の結果生ずる。故に結婚しないで妊娠した少女は罪惡を犯したのだ』ということになる（傍点―引用者）<sup>(五)</sup>」。

しかし私生子は「其の結果の故でなくその原因の故に」のみ、いいかえればいわゆる「道徳的觀念」のみによつて非難されてきたのであろうか。

一夫一婦制の發生は、エンゲルスによれば自然的条件の上ではなく経済的条件的上に、いいかえれば原始的自然發生的な共有財産 (Genieigentum) にたいする私有財産の勝利の上に樹立された、最初の家族形態であつた。<sup>(六)</sup> すなわち一夫一婚制は、その發生の当初から私有財産に基礎をおくのである。またブリフォルト R. Briffault はその著「家族感情の起源」<sup>(七)</sup>の中で、「父権家族が私有財産の凝固並びに譲渡の媒介者となるに至るや、婚姻は従来保持しなかつたところの意義を獲得した」と述べ、「婚姻は重要な私有財産が包含せらるる時に於てのみ社会的に登録され、確められ、承認されることを必要とする重要な契約」となつた、と主張する。だから、かかる婚姻を基礎とする「父権家族に附隨する伝統的感情の擁護は、家族態がその基礎を置く私有財産状態の擁護の一局画」であり、「父権家族の安定性に対する危惧は、家族がその基礎と正しくも見做されている経済的秩序への危惧である。父権家族に附隨する伝統的感情と關係の擁護は、それが代表する個人的所有権の条件の擁護」となるのである。そこで私生子の出現は、その父の婚姻家族が正しくもその基礎をおくところの経済的秩序 (私有財産) への危惧となるのである。何故なら私生子がその父に扶養 (費) を請求し、または相続権を主張する場合には、<sup>(八)</sup> 父の婚姻家族はその基礎をおく私有

財産状態の安定性を害されるからである。かつてナポレオンが「社会は彼等の親を知ること利害を有しない」と言つたことは、このことを卒直に表明したものであり、また彼によれば「私生子に相続の資格を与えることは道德に反する」ことにもなるのである。<sup>(九)</sup> カピタン教授が、フランス民法の私生子虐待が、一夫一婚制の精神尊重だけでなく、経済的利益を防護する立法精神に立脚している、と批判していることはこのことの何よりの証左と言えよう。また青山教授も「かくて二十世紀に至るまでの私生子立法が——単にフランス民法だけではない——私生子の自由・生命・幸福すなわちその基本的人権よりも、父の家族の経済的利害を多く顧慮したことを、われわれは注意しなければならぬ」と指摘されている。<sup>(一〇)</sup> 以上のことからわれわれは、私生子を差別し、その保護を妨げた原因が、私生子とその父の婚姻家族——私的所有の物質的基礎の上にたつ——との経済的利害にあることを知つた。この原因こそは、私生子が虐待されねばならなかつた本質的、基礎的なものではなかつたろうか。そこで私生子は、マリノフスキーのいわゆる「原因の故に」も「結果の故に」も非難されたのである。

私生子虐待の他の原因である経済的利害を見出したわれわれは、もはやその原因を単に「道德的觀念」のみに求めることはできない。<sup>(一一)</sup> ここに私的所有の物質的基礎の上に樹立された一夫一婦制婚姻観（前述エンゲルス、プリフオルト参照）ないし「道德觀念」が、あらためて究明されねばならないのである。そこで、たとえば「宗教が新たに興る社会組織の必然性と一致して、その社会的動因と共通の動機によつてその宗教的意識を構成せしめその宗教的活動を行う」<sup>(一二)</sup>ことは、私生子が宗教的倫理観によつて虐待されねばならなかつた前述のことからも、容易に理解されることである。マルクス及びエンゲルスは「ドイツ・イデオロギー」の中で、「人間は彼等の諸表象、諸理念等の生産者である。但しここにいう人間とは、彼等の生産諸力とこれらに照応する交通（その最高の諸形態に至るまでの）と  
の一定の発展によつて制約されているところの、現実的な行動しつゝある人間のことなのである」<sup>(一四)</sup>と述べ、さらに

「人間の頭脳中に於ける各種の仮幻的形成物も亦、彼等の物質的な・經驗的に確かめられ得る・且つ物質的諸前提に結びつけられている生活過程の必然的な昇華物なのである。かくて道德・宗教・形而上学その他・イデオロギー、並びにこれらに照応するもろもろの意識形態は、もはや独立性の外観を保持しない。それらのものはなんらの歴史をもたないし、それらのものはなんらの発展をもたずして、むしろ、物質的生産と物質的交通とを發展せしめつつある人間が、彼等のかかる現実と一緒に、彼等の思惟や思惟の諸生産物を変更するのである」と極めて明確に道德・宗教その他のイデオロギーを究明している。かくて市民社会における一夫一婦制婚姻観ないし「道德的觀念」も、「物質的な・經驗的に確かめられ得る・且つ物質的諸前提に結びつけられている生活過程の必然的な昇華物」なのであり、「生産と物質的交通とを發展せしめつつある人間が、彼等のかかる現実と一緒に、彼等の思惟や思惟の諸生産物を変更したものの、なのである。かくして「道德的觀念」といい「經濟的利害」というも両者は決して互いに否定しあうものではない、ということが重要である。すなわち、それらのものは、一緒に存在し一緒に發展しているものであつて、一方なしの片方というものを考えることはできないのである。そこで、市民社会における一夫一婦制の經濟的基礎が私有財産にあること、そのことのみが私生子が虐待されねばならなかつた最大の原因である、と結論し得よう。<sup>(一五)</sup>とこ

で、私生子虐待の原因となつた一夫一婦制家族の經濟的基礎が消滅し、いわゆる「道德的觀念」もかかる基礎の消滅とともに消滅する社会主義社会において、私生子の地位はどうなるであろうか。われわれはこれを古典的マルキシズムとそれが發展しつつあるソヴェトについて、考究しなければならない。

(一) ワイマール憲法一一九条が、「婚姻は家族生活及び民族の保持並に増殖の基礎であるから憲法の特別の保護を受ける」と規定し、他方一二一条は「私生子に対しても法律によりその肉体的、精神的及び社会的の發育について嫡出子にけると同一の条件を有せしめねばならない」と規定したことについて、これら兩規定は矛盾しないかと批判された。穂積重遠博士「親族

法」四三四頁。

(二) 青山道夫教授「改正民法と私生子問題」(「近代家族法の研究」、以下本書はたんに「研究」として引用する)、一六〇頁。  
なお本稿は同著書に負うところが多い。

(三) ベーベル A. Bebel はその著「婦人論」で、この規定によつて、フランスでは嬰兒の殺害と遺棄とが助長されている、といつている。加藤訳、一四九頁。なお本条は一九一二年「父の搜索は許す」と改正された。わが国では、明治三一年民法(旧八三五条)が施行されるまでは、父の搜索すなわち認知請求は許されなかつた(明治六・一・一八・大政官布告第二一号参照)。

(四) たとえばツアー・ロシアの刑法は婚姻外の性交を犯罪とし宗教的贖罪金の刑を以てこれを罰した。穂積博士「ロシア」革命と親子法(一)、法学協会雑誌三九卷一号。七頁。

(五) 青山教授「父」の原始観念」(「研究」八一頁)。

(六) Engels, Der Ursprung der Familie, des Privateigentums und des Staats, S. 51, Berlin. 1928.

(七) 青山教授訳「国家及家族感情の起源」所收、一六六頁以下。

(八) 近代私生子法は常にこの扶養(父の搜索・認知の訴)と相続を楨杵として変遷している、といえる。

(九) 宮崎孝治郎教授「ナポレオンとフランス民法」、七二頁。

(一〇) アンリ・カピタン「近代に於ける佛蘭西民法の変遷」、日佛文化新第一輯、四五頁。引用は青山教授前掲「研究」、一六一頁による。

(一一) 青山教授「研究」同前。

(一二) たとえば「イギリスでは私生子は刑法に於ける犯罪現象ではなく、私生子を生むことは教区の負担を増すことになるからして、救貧法に対する違反となると考えられている。即ち犯罪たる根拠は『婚姻せざる母』の道徳的立場ではなく、寧ろ貧困

にあるとされることである」。青山教授「近代家族と私生子法」(『家族史の諸問題』、一六九頁。D. F. Puttee and M.

R. Colby, *The Illegitimate Child in Illinois* (1937) p. 1. からの引用。

(一三) 長谷川如是閑「寺院と社会との交渉及没交渉」(『マルキシズムと宗教』)、一四頁。

(一四) K. marx, *Die Deutsche Ideologie*, (marx-Engels Gesamtausgabe. I. Teil. Bd. 5.) S. 15. 「ドイツ・イデオロギー」(唯物論研究会訳) 富士出版社版、一五頁。

(一五) *ibid*, S. 16.

(一六) ゴイフバルクは、「殆んどすべての近代ブルジョア諸国の立法は、財の散逸を防止するために『嫡出子』に比し極端なまでに私生子を不平等にし、何の罪科もない彼らを罰する」傾向にあるといっている。ゴイフバルク「私生子」(『ソヴェト大百科辞典』第一一巻、モスクワ、一九三〇年) 六六四―五ストロルプ。

二

マルクスおよびエンゲルスは、家族の概念について「最初から歴史的発展の進行の中に包含せられ且つ自分自身の生命を毎日新たに生産しつつある人間が他の人間を生産し始める、すなわち繁殖し始めるところに成立する特別な社会的関係である。これは、夫と妻との間、親と子との間の関係であり、家族である」と規定している。<sup>(一)</sup>

マルクスおよびエンゲルスは、一八四八年の「共産党宣言」において、ブルジョア社会の家族を批判する。「家族と教育、親と子の親密な関係などというブルジョアのおしやべりは、……プロレタリアの家族のきずながことごとくたちきられ、児童がたんなる商品と労働要具にかえられてゆけばゆくほど、ますます吐き気をもよおすものとなる」といい、それを資本主義的大工業の結果だとしている。マルクスはまた「資本論」第一巻のなかで、資本主義的大工業の発達が旧来の家族制度を解体せしめることを強調する。「資本主義制度の内部での旧来の家族制度の解体が如何に怖しく厭わしく見えようとも、大工業は、それが家政の領域の彼方なる社会的に組織された生産過程において婦人、

少年少女、および兒童に割当てる決定的役割をもつて、家族および両性関係のより高度な形態のための新たな経済的基礎を創造する<sup>(三)</sup>」と。つづけてマルクスは、「家族のキリスト教的・ゲルマン的形態を絶対的なものと考え、……もちろん愚かなことである<sup>(四)</sup>」といつて、家族が歴史とともに発展することを明らかにしている。

いまや吾々は、——とエンゲルスは書いている——一夫一婦制のこんにちまでの経済的な基礎が、その補足物である売笑制度の経済的な基礎と同様、確実に消滅するであろうところの一つの社会的変革にむかつてすすみつつある<sup>(五)</sup>。そこでわれわれは、既に、私生子が虐待されねばならなかつた原因が、一夫一婦制家族とその経済的基礎に

あることを知つている。したがつて、一夫一婦制家族が経済的原因から発生したとすれば、その原因が消滅するとき一夫一婦制家族も消滅するの<sup>(六)</sup>か、ということがここで問題とならなければならぬ。エンゲルスはこれにたいし、一夫一婦制家族は「消滅しないであろう。いやかえつて、そのときはじめて完全に実現されるであろう」と答える。彼

は「なぜなら、生産手段が社会的所有に転化するとともに、賃労働もプロレタリアートも消滅し、したがつて一定数の——統計的に計算される——女が金のために肉体を提供する必然性も消滅するからである。売笑制度は消滅する<sup>(七)</sup>が、一夫一婦制は滅亡しないで、ついに一つの現実となる、——男にとつても<sup>(七)</sup>——という。エンゲルスによれば、その

原因の消滅とともに、一夫一婦制がはじめて完全に実現することになる。なぜなら一夫一婦制が所有関係の発生によつて帯びさせられた一切の性格をあらいざらいぬぐいおとされるからである<sup>(八)</sup>。そしてたかだか萌芽として存在していたにすぎなかつた個人的性愛がそのときはたらき始める<sup>(九)</sup>。性愛 *Geschlechtsliebe* はその性質上排他的であるから、

性愛にもとづく婚姻はその性質上単婚である<sup>(一〇)</sup>、と彼はいう。このようにしてエンゲルスのいわゆる将来の社会においては、性愛にもとづく完全な一夫一婦婚が実現する。それでは私生子の地位はどうなるのか、更に嫡出子にたいして差別されねばならないのか。そこで、エンゲルスは、「生産手段が共同所有に移行するとともに、単婚家族は社会の

経済的単位であることをやめる<sup>(二二)</sup>という。ここでは、もはや単婚家族は社会の経済的単位ではなくなるのである。そして「私的家族は、社会的産業に転化する。子供の扶養や教育は、公共の仕事になる。社会はすべての子を、嫡出子であろうと私生子であろうと、平等に配慮する<sup>(二三)</sup>」と。

このようにエンゲルスは、資本制社会が止揚された将来の社会主義社会においては、子供の両親からの解放と子供の養育の社会への転移が実現<sup>(二四)</sup>し、社会は嫡出子たと私生子たとを問わず平等に配慮する、といっている。しかしこれらの具体的内容についてはこれ以上明らかにしていない。そこでこの内容をめぐっているいろいろの疑問や批判が生れているようである<sup>(二五)</sup>。しかしこの内容は、社会主義社会の具体的発展段階によつて規定されるのではなからうか。スヴェトロフも「科学的社会主義は、空想的社会主義とは違つて、家族の分野も含めてそのあらゆる細部にわたつての、新しい社会のための既成の処方箋<sup>(二六)</sup>を与えるものではない<sup>(二七)</sup>」といっている。つぎに、われわれは、マルクス・エンゲルスの家族理論を基礎とする社会主義社会の法たるソヴェト私生子法を問題としなければならぬ。

(一) Die Deutsche Ideologie, ibid. S. 18.

(二) Marx/Engels, Manifest der kommunistischen Partei, Dietz Verlag Berlin 1953, S. S. 28—29. 「共産党宣言」『マルクス・エンゲルス選集』二巻下五一—五二頁。なお五一〇—二頁参照。ロシア語版、三三三頁。

(三) K. Marx, Das Kapital, Kritik der politischen ökonomie, Dietz Verlag Berlin, 1953, S. 515. 「資本論」長谷部氏訳(青木庫版)七七八—七七九頁。本書と前掲 Manifest のペルリン版は柳助教教授の好意により参照させていただいた。

(四) ibid. S. 515. (五) Der Ursprung, ibid. S. 63.

(六) (七) ibid. S. 14. (八) ibid. S. 72.

(九) ibid. S. 65. (一〇) ibid. S. 71.

(11) (11) ibid. S. 64.

(13) エンゲルスは、たとえば「共産主義の原理」のなかで、私的所有をなくし、子供を共同で教育することによつて、両親への子供の従属をなくしてしまふ、といつてゐる。(マル・エン選集二巻下、八四一—二頁参照)。

(14) たとえば、青山教授「家族制度の転換」、「マルキシズムと家族法」、とくに「改正民法と子の監護」(「研究」、四九頁、六九頁以下、一三二頁以下参照)。

(15) ヴェ・スヴェトロフ、「エンゲルス著『家族、私有財産及び国家の起源』について」、「ポリシエヴイーク」誌、一九四〇年一二号、六三頁。

### 三

一九一七年十月二十五日第二回全ロシア・ソヴェト大会は、一切の権力がソヴェトにうつつたことを宣言した。ここに成立した社会主義政権は一九一八年戸籍、婚姻、家族および後見に関する法典(以下一八年法として引用する)を公布し、親子関係は眞実の血統にもとずく(一三三条)として、嫡出子と私生子の差別を撤廃した。同法典理由書は「親子法の範囲においては、我等の第一法典はあらゆる擬制を排斥して、眞実有の儘の状態即ち實際の親子関係を直ちに表面に現はした。これ単に言語によつてのみならず事實によつて人民を眞実を語ることに慣れしめ、彼等を各種の迷信から解放せんが為めである」と声明してゐる。またレーニンは一九一九年、婦人を劣等な地位におく法律——婦人の不利な地位を利用し、婦人から権利をうばい、婦人を侮辱しさえした法律すなわち離婚や私生児にかんする法律——はソヴェトにはなにも一つのことつていない、と演説してゐる。かくて私生子にかんするツァー・ロシアの規定——民法は実質的に教会法であつた——は徹底的に排除された。ラエイチは「ソヴェト法は当初より、ブルジョア組織に特有なる二種類の子即ち「合法婚」に因つて出生せる幸福にして凡ゆる権利を享有する子と虐げられたる「罪

の子」を対置する偏見を打破した<sup>(三)</sup>ことを強調している。

ついで一九四四年七月八日、「子と母親を保護し、家族を強化することは、常にソヴェト国家の最も重要な事業の一つであつた」どのべ、「……妊婦子の多い母親、及び未婚の母親への物質的援助を増すこと、ならびに多産を奨励し、母性と子の保護を拡張することを目的として」<sup>(四)</sup>母子婚姻法（以下四四年法として引用）が公布された。本法第二十條は「母親が婚姻を登録せずに同棲していた者との間に生れた子を保護するために、父親の認知及び扶養料を求め訴を裁判所に提起する現行の権利を廢する」<sup>(五)</sup>と規定し、第三條は私生子とその母親に対する国家的扶養を規定する。すなわち、私生子の父親に対する認知や扶養の請求——一八年法以来私生子とその母に非常に有利に規定されていた——を廢止し、私生子の保護はその父をまたずして直接国家がこれに代ることになつた。かくてエンゲルスが「社会はすべての子を、嫡出子であろうと私生子であろうと平等に配慮する」といつたことに一つの具体的内容を与えたものと解されよう。

これにかんして、青山教授は「だいたい、これまで私生子保護のもつとも困難な問題は、子の保護を父の援助に重点をおく結果、父の婚姻家族と利害が衝突することをどのように調和するかにあつた。しかるにソヴェト・ロシアでは、われわれの社会における父の役目を国家がはたすことによつて、これを解決したとみることができ<sup>(六)</sup>」とされ、さらにこのことは、婚姻尊重と私生子保護の「デイレンマを解決したものととして大きな意義をもつものといえよう」<sup>(七)</sup>と結ばれている。

ところが、これらの規定にたいしては若干の疑問や批判が提出された<sup>(八)</sup>。たとえばシユレジンガーは、本法の主な原因が戦争によつてもたらされた両性間の数的不均衡（numerical disproportion）にあることは明白であるとし、かかる私生子と未婚の母親の保護は、婦人をして登録婚にあつて離婚の困難さを怖れるより、独身の母親である方がま

しだと思わせるようになり、全く新しい概念である「母親業」<sup>(九)</sup> profession of motherhood があらわれるだろうと  
し、そのことはまた男子間に一夫多妻を助長せしめるだろう、と批判している。また福島氏は、辯証法神学者エミ  
ル・ブルンナーが「一夫一婦制の正しさは、男女双方の人口が相等しいという社会学的事実の上に成り立つべきも  
の」とし「自然の要求をみたすことを社会によつて拒否された婦人たちに対し、正当防衛権を承認すべきかどうか」  
といったことを引用され、「おそらくこれは、ブルンナーのいわゆる正当防衛権を認め、男女数不均衡の現実に即さ  
せたのではないであろうか。……一夫一婦制と、独身の母と、はたして調和してきまたげないものであろうか、……  
事実上の一夫多妻があつた場合に、それは道徳的に排撃されることになりはしないか」<sup>(一〇)</sup>等の疑問を列挙されている。  
つぎに田中教授は、独身の母に国家補助金が与えられることは、「子の父にたいする認知請求権の否認を正当ならし  
めるものではない」として反対され、「認知の可能性を否定したことは、社会主義国家強化のために、父のない不幸  
な子の生れることを奨励する独身の母に対する特に手厚い補助金の規定と同様に、人間の尊厳に対する侵犯である」  
と断じられ、さらにこの点はソヴェトの特殊条件との関連において生じたものであつて、「ソヴェイエツト家族法にお  
ける缺陷であるとしても、社会主義社会における家族法一般に不可避的な欠陥とみらるべきではない」<sup>(一一)</sup>と激しく非難  
されている。

論 説

ここで私はこれらの批判や疑問に答える十分な能力もないしその余裕もない。さらにいかながらこれらの疑問に  
答える直接の資料あるを、私は知らない。しかしこれまでのにのべてきた古典的マルキシズムの家族理論とそれが発展  
しつつあるソヴェト社会主義社会自体と法を正しく把握できるならば、それがかかる批判や疑問に答える唯一のよす  
がとなるのではなからうか。いづれにしてもこれらの批判や疑問は、私にとつてもこれから究明すべき課題であるに  
違いない。ここでは許された範囲内で二三の問題に触れて本稿を結びたいとおもう。

今次大戦の甚大な被害ことに若き世代の男子が多数うしなわれたことが、ソヴェト家族と両性関係に与えた影響も疑われない。しかし男女数の不均衡が四四年法の主な原因だと考え、事実上の一夫多妻——それによつて屈辱を感じるのは女である——が行われるとは、おもえない。青山教授は「女子人口の過剰な民族に行われる一夫多妻をも含めて、一夫多妻が人間性に反するとまで積極的にいい得るかは疑問」とされるが、このことは、ここでは——留保なくしてしやべれないかもしれないが——それ程切実な問題であるとはおもえない。つぎにソヴェトロフは、既に四四年法以前において「エンゲルスの予言は、既にソ同盟において著しい程度に実現された」といつているが、「なお婚姻を不真面に考え、淫蕩のために離婚権を行使し、婦人や子供を軽視するような夫がみられる」し、「一人の夫から他の夫へ蝶のように軽薄に飛び移る女子も亦なくならない」と指摘している。しかしかかる考え方は「水一抔」理論的）<sup>(一五)</sup> に対しては、すでにレーニンがクララ・ツエトキンとの対話において、非マルクスのしかも反社会的だとして愛情の社会的面を強調している。<sup>(一六)</sup> コルバノフスキーも「男女関係における軽薄な道徳と責任感の不足は、人間の全道徳的罪証を示すものであり、ソヴェト輿論からの激しい非難を浴びるものである」といませめて<sup>(一七)</sup> いる。そして四四年法が、登録した婚姻のみが法に定められた権利義務を生ずる（一九条）とし、離婚を極めて嚴重にした（二十三条以下）ことも、従来の一夫一婦制度を更に強化したものとみらるべきである。

かくてソヴェルドロフも「この新法令は、現に未婚の母親とその子供の利益を保護し、立派な健全な市民に育てるに都合よい条件をつくり出している」といつている。<sup>(一八)</sup> またコルバノフスキーは「母と子にかんするソヴェト社会と国家の配慮は、ソヴェト・イデオロギーと文化の厳然たる事実よりなりたつところの社会主義的ヒューマニズムを表明するものである」と強調<sup>(一九)</sup> している。

しかしシャリアもいうように、家族の領域ではおそらく他の領域よりも強く資本主義の残滓が残つていようだ。

だから「ソヴェト国家は、家族関係の厳格な法的規制をやめるわけに行かない」と。四四年法も半面かかる性格をもつことは疑えないが、しかし本法は「ソヴェト社会主義社会発展の合法性の認識に基いてなされ、その限りにおいて、(本法—引用者)には認識されたソヴェト社会の発展の合法性が反映している」といえるのである。そこでソヴェト社会主義法の特徴は、法が「社会の上部構造として、すでに構成された社会主義的社会関係を認証するとともに、さらにその発展を助成する、(傍点—引用者)」<sup>(二二)</sup>ことにあるといわれている。ここに、社会主義社会から共産主義社会への漸次的移行段階にあるソヴェト法の、とくに四四年法の性格をもとむべきである、と考える。

(一) 穂積博士前掲論文、法協三九卷一号、一一頁。なお同論文は一八年法について詳細である。また最近施行された中華人民共和国婚姻法(とくに第一五条)は一八年法と比較して興味深い。The Marriage law of the Peoples Republic China, pp 5—6. 3rd ed. mar. 1952, Peking.

(二) レーニン「ソヴェト共和国における婦人労働運動の任務」一九一九年九月二十五日付「ブラウダ」、レーニン全集第三版、二四卷、四六七—四七二頁参照。

(三) エス・イ・ラエイチ「婚姻及親族法」(マゲロウスキー編纂、山之内・北村両氏訳「ソヴェト法論」第二卷)、九頁。

(四) (五) 訳文は青山教授「近代家族法の研究」附録による。

(六) 青山教授「身分法概論」、一五一頁。

(七) 青山教授「研究」、一六三頁。

(八) 後述するものを除いて、たとえばエドガー・スノー、木下氏訳「ソヴェト勢力の型態」二七頁。胡麻本教授「ソヴェトの家族制度」法律文化四卷三・四合併号、三八頁参照。またグソフスキーは若干のこれらの規定は、ナチ・ドイツによつて制定された large families の保護 (Reichsgesetzblatt, 1936) に著しく類似している、と指摘している。V. Gsovski, Soviet

- Civil Law, vol I. p. 132, 1948. なお丸山氏「ソヴェートの市民生活」(アテネ文庫)、四二頁。
- (九) R. Schlesinger, *Changing Attitudes in Soviet Russia, The Family*, 1949, p. p. 403—6. なお、「ソヴェト法理論」、長谷川氏訳下巻、一二七—一二二頁。
- (一〇) 福島正夫氏「ソヴェイト家族の諸問題」社会学評論第八卷、二七頁。なおブルンナーにかんしては、田中氏「婚姻の倫理と離婚法の論理」法学志林第四八巻四号、三二頁、三九頁参照。Das Gebot und die Ordnung, 1932.
- (一一) 田中吉備彦氏「社会主義社会と家族法」法と社会・法学志林第五十巻記念論集、一三一—一三頁。
- (一二) 青山教授「一夫一婦制家族の存在基礎」(「研究」、二二頁)。
- (一三) (一四) スヴェトロフ、前掲書、六三頁。
- (一五) コロンタイ「新婦人論」、大竹訳参照。
- (一六) クララ・ツェトキン「わたくしのノートの覚え書」(「ありのままのレーニン」一九三四年、フランス語訳、フレヴィル編「新婦人論」、陸井氏訳、二二六頁による)。
- (一七) ヴェ・コルバノフスキー「社会主義社会における家族の強化」、「ポリシエヴィーク」誌、一九四九年、一五号、六三頁。
- (一八) スヴェルドロフ//パシエルストニク「ソヴェトの家庭と生活」、九頁。
- (一九) コルバノフスキ、前掲者、五九頁。
- (二〇) ペ・ア・シヤリア「井産主義モラル」、園部氏訳、一二九頁。
- (二一) 柳春生助教授「ソヴェト国家の発展段階にかんするア・イ・デニソフ教授の学説について」、(「九州大学産業労働研究所報」第二号、二九頁。
- (二二) 柳助教授「ソヴェト社会主義法の性格」、「法政研究」第一九巻三号、一〇四頁。